

【2022-23 過去問解きまくり！ 民法Ⅱ 訂正表】2023年03月27日現在

ページ	問題番号 タイトル	行数	誤	正	掲載日
75	問題 18	肢イ 2行目	債権者がすでに権利を行使している場合には	債務者がすでに権利を行使している場合には	2023/03/27 訂正
660	ミニ知識	—	旧 822 条では……削除されました。	全文削除（※2022年12月16日民法改正により、懲戒権に関する822条が削除されたため）	2022/12/26 訂正
676	ミニ知識 (1つ目)	3行目	(民法958条の3)	(民法958条の2)	2023/02/13 訂正
676	ミニ知識 (2つ目)	—	共同相続とは、2人以上の相続人が共同して相続する相続形態のことです。共同相続では、相続財産が相続人各人に分割されますが、分割まで各相続人は相続分に応じて相続財産を共有することになります（民法898条・899条）。	相続人が1人のみの場合を単独相続、複数いる場合を共同相続といいます。共同相続では、遺産分割によって相続財産の最終的な帰属が確定しますが、それまで相続財産は相続人の共有に属し（民法898条1項）、共同相続人は法定相続分または指定相続分に応じた持分を有することになります（同条2項）。	2023/02/13 訂正
680	6(1)	—	相続人が数人いる場合、これらの共同相続人は、遺言によって遺産分割の方法が指定されているか、遺産分割が禁止されていない限り、協議によって遺産の全部または一部の分割をすることができます（民法907条1項）。さらに、遺産分割協議が調わないか、または協議することができないときには、家庭裁判所に遺産分割を請求することができます（同条2項本文）。	共同相続人間の遺産共有は暫定的・過渡的なものであって、 <u>遺産分割によって最終的な相続財産の帰属が確定します。</u> 遺産分割の方法は、①被相続人の遺言による遺産分割の方法の指定（908条1項）があれば、これが優先されます（ <u>指定分割</u> ）。②遺言による指定がない場合、共同相続人は、原則として、いつでも、その協議で、遺産の全部または一部を分割できます（ <u>協議分割</u> 。民法907条1項）。ただし、被相続人の遺言（民法908条1項）、共同相続人間の不分割契約（同条2項・3項）、家庭裁判所の審判（同条4項・5項）によって分割を禁止できます（いずれも期間は原則5年以内）。③遺産分割協議が不調・不能の場合、各共同相続人は、家庭裁判所に遺産分割の審判を申し立てることができます（ <u>審判分割</u> ）。	2023/02/13 訂正

				民法 907 条 2 項)。	
690	問題 206	問題文 2 行目	(国家総合職 2018)	(国家総合職 2018 改題)	2023/02/13 訂正
690	問題 206	(参考) 3 行目	共有者間に協議が調わないときは,	共有者間に協議が調わないとき, <u>又は協議をすることができないときは,</u>	2023/02/13 訂正
690	問題 206	(参考) 5 行目	(第 2 項略)	(第 2 項以下略)	2023/02/13 訂正
691	問題 206	肢ア 2 行目	(898 条)	(898 条 1 項)	2023/02/13 訂正
691	問題 206	肢ア 7 行目	(最判昭 62. 9. 4)。	(最判昭 62. 9. 4)。なお, 2021 (令和 3) 年民法改正により, <u>上記判例が明文化される (民法 258 条の 2 第 1 項) とともに, 相続開始時から 10 年経過後は, 共有物分割請求訴訟も原則として可能とされた (同条 2 項)。</u>	2023/02/13 訂正
692	問題 206	肢エ 5 行目	(民法 908 条)	(民法 908 条 1 項)	2023/02/13 訂正
692	問題 208	肢 2 1 行目	(民法 908 条)	(民法 908 条 1 項)	2023/02/13 訂正
702	必修問題	問題文 2 行目	(国家一般職 2020)	(国家一般職 2020 改題)	2023/02/13 訂正
702	必修問題	肢イ	相続の放棄をした者は, その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで, 善良な管理者の注意をもって, その財産の管理を継続しなければならない。	相続の放棄をした者は, その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは, 相続人又は相続財産の清算人に対して当該財産を引き渡すまでの間, 善良な管理者の注意をもって, その財産を保存しなければならない。	2023/02/13 訂正
703	必修問題	肢イ 5 行目	(民法 918 条 1 項)	(民法 918 条)	2023/02/13 訂正
703	必修問題	肢イ 7 行目	相続の放棄をした者は, その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで, 「自己の財産におけるのと同一の注意」をもって, その財産の管理を継続しなければならない (民法 940 条 1 項)。	相続の放棄をした者は, その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは, 相続人または相続財産の清算人 (民法 952 条 1 項) に対して当該財産を引き渡すまでの間, 「自己の財産におけるのと同一の注意」をもって, その財産を保存しなければならない (民法 940 条 1 項)。	2023/02/13 訂正

706	問題 209	肢ウ	相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、善良な管理者の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。	相続の放棄をした者は、その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、相続人又は相続財産の清算人に対して当該財産を引き渡すまでの間、善良な管理者の注意をもって、その財産を保存しなければならない。	2023/02/13 訂正
707	問題 209	肢ウ 2行目	その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、「自己の財産におけるのと同一の注意」をもって、その財産の管理を継続する義務を負う（民法 940 条 1 項）。	その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、相続人または相続財産の清算人（民法 952 条 1 項）に対して当該財産を引き渡すまでの間、「自己の財産におけるのと同一の注意」をもって、その財産を保存しなければならない（民法 940 条 1 項）。	2023/02/13 訂正
710	2	2行目	②遺産分割方法の指定（民法 908 条）	②遺産分割方法の指定（民法 908 条 1 項）	2023/02/13 訂正
733	問題 217	肢 3 1行目	（民法 898 条）	（民法 898 条 1 項）	2023/02/13 訂正
739	問題 220	肢工 3行目	（民法 898 条）	（民法 898 条 1 項）	2023/02/13 訂正
741	章末 CHECK	A 3 2行目	（民法 958 条の 3 参照）	（民法 958 条の 2 参照）	2023/02/13 訂正
741	章末 CHECK	A 7 1行目	（民法 908 条）	（民法 908 条 1 項）	2023/02/13 訂正

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLEC公務員ホームページの『テキスト改訂・訂正情報』（<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>）に掲載された日付です。